

女性活躍推進法に関する情報公開

令和4年7月8日施行、女性活躍推進法に関する制度改正に基づき、情報公開いたします。

【対象期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】

1 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

① 係長（副長）に占める女性労働者の割合

区分	人数（割合）	割合
全従業員	19名	100%
男性社員	16名	84.2%
女性社員	3名	15.8%

・対象期間：2026年3月31日時点で算出

② 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全従業員	70.1%
正社員	71.5%
パート・有期社員	71.2%

・対象期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）
・正社員：社外への出向者を除く
・パート・有期社員：契約社員、パート社員が該当
・賃金：通勤手当、出張日当等を除く

2 職業生活と家庭生活との両立

① 男女の平均継続勤務年数の差異

区分	平均継続年数
全従業員	14年3カ月
男性社員	14年5カ月
女性社員	11年2ヶ月

・対象期間：2026年3月31日時点で算出

3 男性の育児休業取得率

区分	人数／割合
配偶者出産	16名
男性育児休業取得者	14名
取得率	87.5%

・対象期間：2026年3月31日時点で算出

掲載日：2026年6月15日

管轄：管理本部 総務部